政令第

묶

下水道法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 下水道法 昭 和三十三年法律 第七十九号) 第十二条の二第一項 (同法第二十五条の十八第一 項に

お **(** ) て準 用する場合を含む。 及び第二十二条 (同 法第二十五 条の 十八に お 1 て準用す る場合を含む。)  $\mathcal{O}$ 

規定に基づき、この政令を制定する。

下 水道 法 施 行 令 (昭 和  $\equiv$ + 兀 年 政 令第百 匹 + 七 号) 0 \_\_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように改 正 す

第 九 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 第 + ·导 中  $\overline{\bigcirc}$ ・三ミリグラム」 を 「〇・一ミリグラ <u>ک</u> に 改  $\Diamond$ る。

第十 五条第 号 中 以 上下水道」 の 下 に 上水道、 工業用・ 水道 泂 Щ 道 路 そ  $\mathcal{O}$ 他 玉 土交通大臣 が · 定め

る施 設 (以下この条におい て 〒 水道等」という。 を、 「有する者」 の 下 に **計** 画 :設 計 を行 わ せ る場

合に あ つては三年六月以上、 処 理 施設又はポンプ 施設に係る監督管理等を行 わ せる場合にあ つては 年 以 上

排 水 施 設に係る る監督等 管 理 一等を行 わ せ る場合に . あ つて は六月以 上下 水 道に 関 する技 術 上 0 実務 に 従 事 L た経

験 を有り する者 12 . 限 る。 \_ を 加 え、 同 条 第二号中 〒 水 道 に を 〒 水道 等 に に 改 め、 有 す ^る者」  $\mathcal{O}$ 下

に **計** 画 設 計 を行 わ せ る場 合に あ つて は四 年以 上、 処 理 施設 又はポ ンプ 施 設 に 係 る監督管 理等を行 わ せる

場合に は る監 改 る技 〒 め、 年 督 術 水 六 管 あつ 道 上 有 0) 月 理 等 実務 7 する者」 を 以 上 を は 亍 下 行 に \_\_-年六 わ 従 水 水 事 渞 道 せ  $\mathcal{O}$ . 等 」 る 下 月 に L 関 場 以 に た 合 経 上 す 12 る 改 に 験 ( 計 を 技 あ 排  $\Diamond$ 有 水 0 術 画 て 設 施設 する者に限る。 上 有 は 計  $\mathcal{O}$ を行 す 実 に係る監督管 年六 る者 務 わ に 従 月 せる場合にあ 以上、 事  $\mathcal{O}$  $\subseteq$ 下 L に た 理等を行 経 排 を加え、 験 水 **計** つては を 施 わ 有 設 画 同条 す に 設 せる場合にあつて Ź 係 計 五. 者 年 第三号中 を る監 以上、 行 に 督 限 わ 管 る。 せ 理 る 処 亍 場 等 理 \_ 水道」 合 を は 施 を 行 設 に \_\_-加 年以上下 わ 又 あ せ は を え、 0 る 7 ポ 亍 場 ン は 同 合 六 プ 水道 条 水 施 道 第 に 年 等」 に 兀 あ 設 以 . 関 号 つて に 上 係 に 中 す

理 処 等 理 を 施 行 設 わ 又 せ は る場合 ポ ンプ に 施 あ 設 つて に 係 は二年 る 監 督 以上 管 理 下 等 水道 を 行 に わ 関 せ す る Ź 場 技 合 術 に 上 あ 0) 0 実 7 務 は に 三 従 年 事 六 L 月 た 以 経 上 験を 排 有 水 す 施 Ź 設 者 に 12 係 限 る る。 監 督 管

設 に を 係 加 る監 え、 督管 同 条 第 理等を行 五. 号中 わ 〒 せる場合に ·水道」 を あ 〒 つて -水道: は . 等 \_ 五. 年 以 に改 上、 め、 排 水 有 施 設に係る監 する者」 0 下 督 管 に 理等を行 処 理 施 わ せ 設 る 又 場合に は ポ ンプ あ 施 0

7 は二 年 六 月 以 上下 水 道  $\mathcal{O}$ 工 事 に 関 す る 技 術 上  $\mathcal{O}$ 実 務 に 従 事 L た 経 験 を有 す る者 に 限 る。 \_\_ を 加 え、 同 条

第 七 号中 〒 水 道、 上 水 道 工 業 用 水 道 河 Ш 道 路 そ  $\mathcal{O}$ 他 玉 土 交 通 大 臣 が 定 め る 施 設 を 「下水道等」

に

「三年」 を \_ \_ 年六月」 に、 年以 Ŀ を 六 月 以 上 に 改 8 る。

技 中 年 及 び 術 以 第 〒 上下 十 環境· 上  $\mathcal{O}$ 水道 五 大臣 実 水 条の三第一号中 務  $\bigcirc$ 道 が定め 12  $\mathcal{O}$ 従 を 維 持 事 亍 る施設 管 L た経 水道等 理 に 「以上下 関 験 (以下この条に を有 *(*) する技術上 に改り -水道」 する者 め、 の下に に  $\mathcal{O}$ 実務 おい 限 「有する者」 る。 て に  $\overline{\phantom{a}}$ 従事 「下水道等」 \_\_ 上 を 水 L の 下 に ) た 経 道、 加 え、 工業用 験 という。 同 を有する者に限る。  $\neg$ 条第三号  $\widehat{\phantom{a}}$ 水 年六 道、 中 月 L 以上下 を、 尿 亍 処 理施設その 水 「有する者」の \_ 道 水道 を を加え、  $\mathcal{O}$ 維 亍 他 持 管 玉 水 下に 理 同 土交通大臣 道 . 等 \_ に 条 関 第二号 する に 改

以 者 上下 に 限 る。 水道 0 維 持 を加 管 え、 理 に 関 同 する技 条第四 術 号 上 中 の実務に 〒 水 道 従 事 を L 干 た 経験を有する者に限る。)」を加え、 水 道 . 等 \_ に 改 め、 有す ^る者」  $\mathcal{O}$ 下 に 同 条第  $\widehat{\Xi}$ 五. 年 六 号中 月

め、

有

す

る者

 $\mathcal{O}$ 

下

に

(二年六

月

以

上

〒

水

道

 $\mathcal{O}$ 

維

持

管

理

12

関

す

る

技

術

上

 $\mathcal{O}$ 

実

務

に

従

事

L

た

経

験

を

有

す

る

務に 亍 ·水道」 従 事 Ĺ た 経 : を 亍 験を有する者に限る。 水道等」 に改め、 有 \_ する者」の下に を加 え、 同 条 第七号中  $\neg$ (五年以上下 「下水道、 水道 上水道  $\mathcal{O}$ 維 持管理 工 一業 用· に 関 水 す ^る技術・ 道 L 尿 上 処  $\mathcal{O}$ 実 理

施 設 そ  $\mathcal{O}$ 他 玉 土交通大臣 及 び 環境 大臣 が ,定め る 施 設」 を 「下水道等」 に改め る。

## 附則

この政令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

## 理由

特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれるトリクロロエチレンに係る排水基

工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要

件を緩和する必要があるからである。

準を強化するとともに、公共下水道又は流域下水道の設計、